

夢の実現へリニア中央新幹線
環境影響評価書に対する国土交通大臣意見が提出されました

「リニア中央新幹線」計画についてシリーズでお伝えしています。

今月は、環境影響評価書に対する国土交通大臣意見の概要とリニア中央新幹線建設促進岐阜期成同盟会によるJR東海への要望についてお伝えします。

国土交通大臣意見

(管内線 323・327)

国土交通大臣意見

国土交通省は7月、中央新幹線（東京都・名古屋市間）に係る環境影響評価書（以下評価書）について、環境影響評価法第24条の規定に基づき、事業者であるJR東海に対して国土交通大臣意見を提出しました。

意見では、6月に環境大臣が示した、環境への影響を最大限、回避・低減する措置を講じるよう求めた意見に加え、国土交通省として、地域住民等に対する丁寧な説明、河川水の利用への影響の回避、建設発生土の有効利用などの8項目について措置を講じるようJR東海に求めました。（国土交通大臣が求めた意見項目参照）

国土交通大臣が求めた意見項目

総論	①地域住民等への丁寧な説明
	②関係地方公共団体や地方整備局・地方運輸局との連携による事業の円滑な実施
	③最新技術の導入による環境影響の低減
各論	①河川水の利用への影響の回避
	②災害の発生防止及び河川環境への影響の回避
	③建設発生土の有効利用
	④建設発生土の運搬時の環境負荷低減
	⑤磁界に関する丁寧な説明

詳しくは、市のホームページをご覧ください。

JR東海は環境大臣意見および国土交通大臣意見を踏まえて評価書の補正を行い、国土交通大臣に送付するとともに、評価書を作成した旨を公告します。

公告後、1ヶ月の縦覧期間があり、環境影響評価手続きは完了となります。

さらに、工事実施計画の申請も行われ、国土交通省の認可後、事業説明会など建設に向けた次の段階に進みます。

JR東海へ要望書を提出

リニア中央新幹線建設促進岐阜期成同盟会（以下同盟会）では8月4日、去る6月9日多治見市で開催された平成26年度総会において決議された項目についてJR東海に対し要望を行いました。

要望には同盟会会長の古田肇岐阜県知事、副会長である青山市市長のほか、東濃各市の市長が出席し、中央新幹線の早期実現と岐阜県における円滑な事業の推進に向けた、8項目からなる要望書をJR東海柘植康英社長に手渡しました。



JR東海柘植社長に要望書を渡す
古田知事および青山市市長他東濃5市長

【要望項目】

- 1 リニア中央新幹線の早期実現
- 2 適切な役割分担による駅整備
- 3 リニア開業後のダイヤ編成の早期提示
- 4 県内駅と各地を結ぶ鉄道アクセスの充実
- 5 中部車両基地の着実な推進と産業観光資源としての活用
- 6 沿線自治体の意向に配慮した環境対策の推進
- 7 事業の円滑な推進に向けての配慮
- 8 岐阜県リニア中央新幹線活用戦略への積極的な協力

※項目1～7はこれまでに要望を続けており、8は今回新たに加えられた項目です。

